

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A vol.2

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
1	サービスAについて	サービスAが妥当だと判断したが、サービス提供事業所が現行相当サービスしか行っていない場合、ケアプランへどのように位置付ければよいか。	<p>A サービスAの事業所を紹介して頂いた上で、利用者の意向を確認しケアプランに記載してください。</p> <p>サービスAの事業所一覧とサービス内容等をご説明頂いた上で、利用者が既存事業所を利用したい旨を示された場合は、専門職による支援が必要等の理由でケアプランに位置づけをお願いします。なお、その際は、経過記録にその旨の記載をお願いします。</p>	サービス全般	H29.9.25
2	サービスAについて	介護予防ケアマネジメントAを行う事業対象者は、サービスAしか使えないのか。また、サービスAに誘導すべきか。	<p>A 利用者の必要なサービスにより、現行相当サービス・サービスA等を判断してください。</p> <p>介護予防ケアマネジメントAとサービスAは、国が示している類型ですので、関連性はありません。介護予防ケアマネジメントAとしてケアマネジメントを行った事業対象者であっても、必要に応じ現行相当サービスを使ってください。</p>	サービス全般	H29.9.25
3	介護予防訪問型サービスについて	ヘルパーの現行相当サービス利用をする場合の判断に迷うことがある。認知症の診断はなくても、ケアマネジャーが「専門職による対応が必要」と判断した場合には利用可ということで間違いないか？	<p>A お見込みのとおりです。</p> <p>介護予防訪問型サービスにおける生活支援については、例示にてお示しておりましたとおり、認知症状のある利用者もその対象としております。また、認知症状の有無については、当該利用者の状況を踏まえてケアマネジャーが判断することとしておりますので、ケアマネジャーが専門職による生活支援が必要と判断した場合は、介護予防訪問型サービスとしてケアプランに位置付けがあれば、利用は可能です。なお、その際は、経過記録にその旨の記載をお願いします。</p>	訪問型サービス	H29.9.25
4	ステップアップ通所型サービスについて	ステップアップ通所型サービス利用時の介護予防ケアマネジメント費について。サービス開始が月初めの場合には請求は3カ月分、月途中で開始すると4カ月分になると思うが、それで間違いないのか？	<p>A お見込みのとおりです。</p> <p>ステップアップ通所型サービスは、毎月の介護予防ケアマネジメントを要するものである一方、介護予防ケアマネジメント費は、サービスの利用があった月（介護予防ケアマネジメントを行った月）に請求できることとなっていますので、月途中開始時は4か月分の請求となります。</p>	通所型サービス	H29.9.25
5	ステップアップ通所型サービスについて	ステップアップ通所介護を利用した方はしばらく間を空けて、再度利用する事は可能ですか？（一度利用したら二度と使えないとか・・・1年空けば使えるとか・・・）	<p>A 年度が変われば再度利用可能です。</p> <p>ステップアップ通所型サービスは、3ヶ月の短期集中サービスによる卒業を目的としておりますが、利用者の状態により、再度利用する場合も想定されるため、年度が変われば再度利用可能です。</p>	通所型サービス	H29.9.25

6	届出書について	介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の様式は、事業対象者のみなのか、要支援者も含むのか紛らわしい。(事業対象者についての様式とあったが、介護予防サービスの文言があるため)	A 改めて整理し、以下の取り扱いとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者・事業対象者 ⇒ 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書</li> <li>要介護者 ⇒ 居宅サービス計画作成依頼届出書</li> </ul>	介護予防ケアマネジメント	H29.9.25
7	ケアプランの新規作成について	要支援から事業対象者に変更になった時のケアプランは新規作成になるのか。	A 利用者の状態や課題、サービスの内容に変更がなければ、新規作成は不要です。	介護予防ケアマネジメント	H29.9.25
8	ケアプランの変更について	予防給付サービスと総合事業のサービスを併用していたが、予防給付サービスを利用しなくなった。直ぐに契約書・ケアプランの変更が必要か。	A 契約書・ケアプランの変更は評価時迄に行ってください。  ケアプランは、6ヶ月の評価時に見直すこととしていますので、評価時点で予防給付サービスの利用がなければ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント契約書での再契約</li> <li>介護予防ケアマネジメントのケアプランへの変更</li> </ul> をお願いします。 ただし、地域包括支援センターの判断により、6ヶ月の評価を待たずに変更頂いても構いません。	介護予防ケアマネジメント	H29.9.25
9	ケアプランの作成者について	他の保険者で、介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの三職種は事業対象者のケアプランは作成してはならず、介護支援専門員が行うこととされていたが、鳥栖地区広域の考えはどうか。	A 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターの三職種を含む地域包括支援センター職員が実施してください。  介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターに配置されている三職種のほか、委託を受けている居宅介護支援事業所の介護支援専門員により実施できるとされています。(総合事業に係るQ&A H27.8.19) また、介護予防支援業務を行っている職員については、地域包括支援センターの職員などと兼務した上で、介護予防ケアマネジメントを行うとされていますので、指定介護予防支援業務の専従職員については、辞令の確認をお願いします。(地域包括支援センター職員としての兼務になっていれば介護予防ケアマネジメント業務は可能。)	介護予防ケアマネジメント	H29.9.25
10	住所地特例施設の入所者について	鳥栖地区広域内の住所地特例施設に入所している他保険者の被保険者について、サービスの利用や給付管理の流れはどうなるのか。	A サービスの利用や給付管理は鳥栖地区広域内被保険者と同様です。  住所地特例施設の入所者は、施設のある自治体を実施する総合事業のサービスを利用することとなります。 お尋ねのケースの場合、住所が本組合内にあるため、本組合が実施するサービスを利用してください。サービス費及び介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)の請求は、通常通り佐賀国保連に行ってください。(国保連間で費用の調整を行います)	住所地特例施設	H29.9.25